

令和2年度

業務名 那覇港コンテナターミナル有効活用等検討業務委託（R2）

技術提案仕様書

令和2年6月

那覇港管理組合
企画建設部みなと振興課

1. 業務概要

本業務は、那覇港公共国際コンテナターミナル（以下、那覇港 CT という）について、新港ふ頭地区全体の現況や那覇港総合物流センター（以下、物流センターという）の今後の展開を踏まえた那覇港 CT 運営などのソフト面のあり方、他港事例を参考とした荷役設備等についてハード面の施設整備の検討を行い、次年度以降の施設整備計画やターミナル運営を含めた民間の物流形成を支援する取組などを検討するものである。

本業務の概要は次のとおりとする。

- (1) 計画準備、協議・報告
- (2) 那覇港 CT に関連する物流の実態調査・分析
- (3) ターミナル運営・設備の事例整理
- (4) 那覇港 CT 9号・10号利用形態改良のあり方検討
- (5) 那覇港 CT 有効活用案の検討
- (6) 報告書作成

2. 履行期間（期限）

契約締結日の翌日から令和3年2月15日までとする。

3. 業務内容

大分類・中分類	小分類	規格	単位	数量	摘要
那覇港コンテナターミナル有効活用等検討業務委託（R2）					
1 計画準備、協議・報告	計画準備、事前協議、中間報告、最終報告		式	1	
2 那覇港 CT に関連する物流の実態調査・分析	港湾事業者ヒアリング、現場確認、課題の抽出、評価、分析		式	1	
3 ターミナル運営・設備の事例整理	他港文献調査、ヒアリング調査、実施体制及び施設のメリット等の整理		式	1	
4 那覇港 CT 9号・10号利用形態改良のあり方検討	実態調査及び将来計画等を踏まえ、利用形態改良のあり方を検討		式	1	
5 那覇港 CT 有効活用案の検討	GC 設置、高度化施設・設備等検討、概算事業費、優先度検討、CT 運営効率化の課題整理		式	1	
6 報告書作成	報告書の作成		式	1	

4. 業務仕様

4-1 総 則

- (1) 本仕様書に定めのない事項については、国土交通省港湾局編集の「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書」及び沖縄県土木建築部制定の「設計業務等共通仕様書」並びに「建築設計業務委託共通仕様書」に基づき実施するものとする。
- (2) 本業務の遂行に際しては、那覇港 CT の運営者である那覇国際コンテナターミナル株式会社（NICTI）の意見を十分に取り入れること。
- (3) 具体的な業務仕様等については、プロポーザル方式の手続きにおいて提出された技術提案の内容を受けて決定する。

4-2 計画準備、協議・報告

(1) 計画準備

本業務を行うに当たって目的及び内容を把握し、業務の手順及び遂行に必要な事項を整理する。

(2) 協議・報告

本業務を行うに当たって、以下の段階で調査職員と打合せ・協議を行う。

事前協議：計画準備段階

中間報告：中間打合せ（2回）

最終報告：報告書作成段階

4-3 那覇港 CT に関連する物流の実態調査・分析

- (1) 那覇港 CT を利用する物資の動線、規模、荷役、手続き等の現況について、事業者ヒアリング（8社程度）及び現場確認により整理する。
- (2) 整理結果に基づき、効率性、安全性の向上の観点で課題を抽出する。
- (3) 整理結果に基づき、現況の効率性の定量評価、安全性の定性評価を行い、課題の分析を行う。

4-4 ターミナルオペレーション・設備の事例整理

- (1) 外貿、内貿の同一 CT での取り扱い、ターミナル運営の効率化等の観点で他港事例の文献調査を行い、3件程度のヒアリングを実施する。
 - ・東京、横浜港、大阪港、神戸港、名古屋港、博多港など拠点港
 - ・水島港、広島港、塩釜港など那覇港と同等規模港なお、ヒアリングの実施にあたり、新型コロナウイルス感染症感染の恐れがある場合、対面によるヒアリング等は行わず、電話やテレビ会議システムを活用すること。（10その他参照）
- (2) ターミナルオペレーションの実施体制（ふ頭単位の管理運営形態、船社、ステベ等の事業者の体系など）を類型化しメリット等の整理を行う。
- (3) 荷役設備（ガントリー、トランスファー等）、CT 内作業場や自動ゲート、コンテナ管理システム、リーファー電源等のハード施設について、メリット等の整理を行う。

4-5 那覇港 CT 9号・10号利用形態改良のあり方検討

- (1) 4-3の実態調査、那覇港の将来計画及び整備の時間軸を踏まえ、那覇港 CT 9号・10号の利用形態改良のあり方を検討する。

4-6 那覇港 CT 有効活用案の検討

- (1) 4-3から4-5の検討及び次の主な考慮項目を踏まえ、現有施設又は計画に加え、外貿強化に向け5年～10年程度で達成可能な那覇港 CT 有効活用などに資する施設・設備等を検討する。

- (2) (1) で検討した施設・設備について、他港事例を参考に施設・設備毎に概算事業費を算出し、整備効果の整理を行う。なお、貨物量の増加や航路拡大などの不確定要素は含まず、荷役時間、人件費などから直接的な効果を主な検討項目とする。
- (3) 上記(1)、(2)を踏まえ、那覇CT施設・設備改良計画(案)を複数案作成するとともに、それぞれ利用形態に応じてターミナル運営効率化の進捗の整合を図る段階的施設・設備計画、利用計画を検討し、比較検討を行う。
- (4) 上記(1)から(3)を踏まえ、施設・設備の優先度を検討する。
- (5) ターミナル運営の効率化(協業化やゲート自動化など)、荷役の変更(荷役設備やヤード割りの変更など)に伴う不確定要素(荷役コスト、時間、安全性等)などの課題を事業者ヒアリングにより確認・整理する。

4-7 報告書作成

報告書を取りまとめ、作成する。報告書の作成にあたっては、検討内容・分析結果等について適切に整理するとともに、調査において入手したデータ、資料等についても参考資料としてとりまとめることとする。

5. 成果物

本業務における成果物は、原則、電子納品によるものとする。

- 1) 電子納品とは、報告書、図面、写真、測定データ等全ての最終成果(以下「成果物」という。)を「土木設計業務等の電子納品要領(案)(以下「要領」という。)に示されたファイルフォーマットに基づいて電子データで作成し納品するものである。なお、電子化の対象書類及び書面における署名又は押印の取り扱いについては、調査職員と協議するものとする。
- 2) 「成果物」は、「要領」に基づいて作成した電子データを電子媒体(CD-R)で2部提出しなければならない。
なお、「要領」に記載がない項目の電子化については、調査職員と協議の上決定するものとする。
- 3) 「紙」による報告書は原稿1式及び製本5部とし、図面については原図1式を提出しなければならない。
なお、報告書製本の体裁はA4版くるみ綴じ製本とし、図面は縮小A3版折込を標準とする。
- 4) 納入場所
那覇市通堂町2番1号
那覇港管理組合企画建設部みなと振興課

6. 検 収

- 1) 本仕様書のとおり実施されたことの確認をもって検査とする。

7. 一括再委託の禁止

- 1) 受注者は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- 2) 受注者は、業務の一部(「主たる部分」を除く。)を第三者に委託し、又は請け負わせようとするとき(以下「再委託」という。)は、あらかじめ再委託の相手方

の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者に提出し承諾を得なければならない。

なお、再委託の内容を変更しようとする時も同様とする。

3) 前項の規定は、受注者がコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務を再委託しようとするときには、適用しない。

4) 第2項のなお書きの規定は、軽微な変更該当する時には適用しない。

5) 受注者は、第2項の承諾を得た場合において、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われる時は、第3項の軽微な業務を除き、あらかじめ複数段階の再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を記載した書面(以下「履行体制に関する書面」という。)を発注者に提出しなければならない。履行体制に関する書面内容を変更する場合も同様とする。

6) 受注者は、前項の場合において、発注者が契約の適正な履行確保のため必要な報告等を求めた場合は、これに応じなければならない。

8. 予算に関する要件

本業務に係る予算は12,980千円以内(消費税込)とし、この範囲内で効率的かつ効果的な業務を提案すること。

なお、この金額は技術提案のために設定した金額であり、実際の契約金額とは異なることがある。

9. 技術提案書の体裁及びプレゼンテーションについて

1) 技術提案書は、原則として、A4版、左綴りとする(ただし、グラフ、表等は必要に応じてA3版にして織り込むなど、理解しやすいように適宜工夫してもよい)。

2) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、プレゼンテーションを行わない場合、書面又はテレビ会議などにより提案書の内容を確認する場合があるので、留意すること。詳細については国や沖縄県の動向を踏まえ検討することとなる。

10. その他

1) 本仕様書に記載なき事項について疑義が生じた場合は、調査職員と協議するものとする。

2) 本業務を遂行するにあたって知り得た事項は、当局の許可なく他に流用してはならない。

3) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策が適切に実施されるよう取り組むこととする。この際、密閉・密集・密接の3つの密を防ぐほか、極力テレワーク等を実施するものとする。

やむを得ず対面でのヒアリング等の実施が必要となった場合は、あらかじめ相手方に対し最小限の人数で参加するよう要請するとともに、風通しの悪い空間や人が至近距離で会話する環境での実施を避け、マスク着用を推奨する等、感染拡大防止の対策を徹底するとともに、出席者全員の氏名を確実に記録する。